

東かがわ市公告第 9 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 29 日

東かがわ市長 上村 一郎

# 農用地利用集積計画書

5 農水第 1205 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定める。

令和 6 年 3 月 29 日

東かがわ市長 上 村 一 郎